

平成27年3月

法人JAネットバンクをご利用のお客さまへ

JA佐賀市中央

## 法人JAネットバンクにおける貯金等の不正な払戻しに対する補償の考え方について

法人向けインターネットバンキングにかかる貯金等の不正な払戻しが他行で発生するなか、当組合におけるセキュリティ対策および不正な払戻しに対する補償の考え方を下記のとおりお知らせいたします。

お客さまにおかれましては、不正な払戻しを確認された際には、速やかに当組合にご連絡いただくとともに、被害発生を防止しサービスをより安全にいただくため、下記のセキュリティ対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1 当組合で実施する法人JAネットバンクのセキュリティ対策について

- (1) お客さまが取引に利用いただくパソコンによる認証(電子証明書およびログインパスワード)に加え、スマートフォンによる取引認証、ワンタイムパスワードの入力による管理強化など、認証方法を強化します。
- (2) セキュリティ対策ソフトをホームページ上に掲載し、お客さまに無料でご利用いただきます。

#### 2 お客さまに実施いただきたいセキュリティ対策について

以下の対策を実施いただくようお願いいたします。

- (1) 上記1のセキュリティ対策を利用していただく。
- (2) 法人JAネットバンクに使用いただいているパソコン(以下「パソコン」といいます。)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただく。
- (3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただく。
- (4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働していただく。
- (5) ログインパスワード・確認用パスワードを定期的に変更していただく。
- (6) JAバンクが指定した正規の手順以外での電子証明書の利用は止めていただく。

#### 3 お客さまに推奨するセキュリティ対策について

上記2のほか、さらに以下の対策の実施を推奨いたします。

- (1) パソコンの利用目的として、法人JAネットバンク接続時の利用は法人JAネットバンクに限定していただく。
- (2) パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただく。
- (3) 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただく。
- (4) 振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただく。
- (5) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的を確認していただく。

#### 4 法人JAネットバンクにおける貯金等の不正な払戻しに対する補償について

法人JAネットバンクにおいて、貯金等の不正な払戻しに遭われた際に、以下のaからfの項目にすべて該当する場合、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害について、一事故あたり1,000万円を限度に補償を実施いたします。

- a 当組合の提供するセキュリティ対策をご利用いただいていること
- b 当組合の提供するウィルス対策ソフトをご利用いただいていること
- c 当組合の指定した正規の手順で電子証明書をご利用いただいていること
- d 不正な払戻しに気づいてから速やかに当組合へ通知いただいていること
- e 不正な払戻しに気づいてから速やかに警察に被害を届け被害事実等の事情を説明いただいていること
- f 当組合の調査に対して十分な説明を行っていただいていること

なお、ここでいう一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当組合が判定した事故をいいます。

ただし、以下の(1)の場合は2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとし、(2)の場合は補償しないことができるものとします。また補償の判定につきましては、お客さまの申告、または当組合の調査(調査会社による調査を含みます)により、当組合が検討・判定した結果に基づきます。

##### (1) 補償を減額もしくは補償を行わない取扱となりうる場合(主なもの)

- ・ 法人JAネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト(OS)やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新されていない場合
- ・ 法人JAネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト(OS)やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了したあとも使用されている場合
- ・ 法人JAネットバンクにかかるパスワードを定期的に変更いただけない場合

##### (2) 補償の対象とならない場合(主なもの)

- ・ パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用するパソコンを第三者に提供・貸与した場合
- ・ パソコンが盗難に遭った場合において、パスワード等の本人確認情報をパソコンに保存していた場合
- ・ お客さま、またはお客さまの従業員・使用人・ご家族の故意または重大な過失による損害であった場合
- ・ お客さまの従業員・使用人・ご家族が加担した不正による損害であった場合
- ・ 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害であった場合
- ・ 被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明があった場合
- ・ お客さまに本利用規定違反があると認められた場合
- ・ パスワード等の盗取または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれらに付随して行われた場合

以上